

熊本市交通事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正
について

熊本市交通事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市交通事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する
条例

熊本市交通事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項第5号中「（熊本市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第27号）第3条ただし書に規定する職員については、60歳）」を削り、「同条例第2条に規定する」を「熊本市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第27号）第2条の」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（提出理由）

医師及び歯科医師の高齢者部分休業を可能とする年齢の変更に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。